

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成22年度第16回（定例会）

署名人 金城眞徳

委員長 田端温代

開催日時 平成22年11月18日（木） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 田端温代委員長、金城眞徳委員、城間勝委員、城間幹子教育長

議事日程

陳情第1号 泊小学校校区変更見直しの凍結を求める（陳情）について（総務課）

報 告 那覇市立森の家みんなの指定管理予定候補者選定の答申について

報 告 教育長が臨時代理したことについて（総合青少年課）

議案第33号 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について

（学校教育課）

議案第34号 那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令制定について

議案第35号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を
改定する規則制定について（総務課）

出席職員

新城和範生涯学習部長、盛島明秀学校教育部長、佐久川馨生涯学習部副部長

屋良朝秀学校教育部副部長、東恩納隆栄総務課長、上原秀人総合青少年課長

吉野剛学校教育課長、仲程直毅総務課副参事、田端睦子学務課主幹、大城義智総合青少年課主幹

安次嶺博志学務課主査、具志川朝彦総務課主査、屋富祖禎志総合青少年課主査

傍聴者 1名

会議録作成 仲間稔総務課主査

- 田端委員長 ただいまから平成22年度第16回教育委員会会議定例会を開催いたします。
本日の会議録署名は金城委員にお願いいたします。
- 陳情第1号「泊小学校校区変更見直しの凍結を求める（陳情）について」説明お願い
いたします。
- 新城部長 提案理由説明
- 東恩納課長 陳情書説明
- 田端委員長 陳情第1号について審議いたします。この件につきまして、審議参考のため学
務課より説明をお願いします。
- 森田課長 資料説明
- 盛島部長 若干補足したいと思います。学校の規模につきましては、文科省が計画しているの
が平成23年度からは小学校1、2年生は35人学級にすると。順次27年度までで
小学校は35人学級は確保すると。それが終わりましたら、今度は平成28、9年度
は小学校1、2年生は30人学級にするという計画があります。そうするとすべての
学年は1学級ずつ増える。そうすると今24学級ですが、この計画通り行くと30学
級になる。今、小学校1、2年生は県の制度で30人学級がありますが、それも含め
ると30学級はオーバーしてしまう。実は泊小学校につきましてはクラスが足りない
ために30人学級の該当校ですが、30人学級が実施できていない状況にあります。
- 田端委員長 この件につきまして、審議をしていきますが、ご質問、ご意見等ございましたら
お願いします。
- 城間委員 先ほど推計値の話がありましたが、表を基にしてもう少し具体的に、分かりやすく、
細かく説明していただきたい。
- 森田課長 資料3ページの児童数の推計の求め方についてご説明をいたします。まず、これは
平成22年5月現在の表になっております。これを例にとって説明いたします。今回
の推計の入学率ですが、過去3年のその地域に住んでいる子どもたち、その予定児童
数を分母として、実際に入ってくる児童の数を割ったものが、その入学率というこ
とになります。従いまして、ふきだしのところで書いてありますように、平成20年度
の予定児童総数160名、平成21年度の予定児童総数157名、それから平成22
年度の予定児童総数167名、これを加えたものを普通学級にある1年生、平成20
年度の1年生167名、平成21年度の1年生149名、平成22年度の1年生16
1名、実際に入った子どもたちの数を割りますと98.5という数値が出てまいります。
これを入学率といっております。平成23年度に地域に住んでいる5歳児、その数字
をかけますと平成23年度の1年生の入学予定者は143名ということになります。
これが入学率の出し方でございます。もう一つ学年進行率というのがありますが、こ
れは6年生の場合で説明いたします。例えば5年生から6年生へ上がる時、どれぐ
らいの割合で進級しているかどうかというものを見るものですけれども、平成21年
度の6年生151名と、平成22年度の6年生142名をたしたもの、平成20年度
と21年度の5年生155名プラス145名、これを分母として割ると97.67%と

なります。これが学年進行率というもので、それに基づいて推計値を出していきます。在学している子どもたちの学年進行率、これを出していきます。従来、これは私たちがこれまで使ってきた推計値の出し方で、その推計が私たちとしては適正だというふうに考えております。今回の泊小学校の場合には、平成19年度に住民の方々からの要望で通学区域外からの転入を制限してほしいといった要望がございまして、留守家庭による指定校変更を制限しております。これが減員の要因です。同校の減少に関することでの要因になっております。また、増要因としては、ここは開発が著しいところでございますので、原則として100戸以上の住宅の建設を予定しているところ、そういったものを数値で計算をいたしました。以上が、児童数の推計の求め方ということでございます。

金城委員 3回の説明会がもたれたというご説明がございました。その中で、3回ともどんどん会場の人が減っている。これは地域の皆さん方は関心がないのか、それともまた了解しているのか。やはり了解しているから聞きにいかなくてもいいよというふうなことになっているのかなと思ったもので、事務局としてはどういうふうに受け止めていらっしゃるのか。

森田課長 これまでの経過をご説明いたしますと、9月6日の教育委員会議で今回の計画についての承認をいただきました。その翌日には、教育委員会のホームページへ掲載、また同時に壺屋小学校と泊小学校の校長、教頭先生方へ通学区域変更についての説明をいたしました。その翌週の日曜日、この日には沖縄タイムス社が、泊小学校通学区域変更についての記事を掲載しております。その中で、10月4日と7日には説明会もありますと、その変更となる地域の区域図であったり、計画地図についての説明もございましたので、そういったことも保護者への周知につながったのではないかと考えております。その後、私たちの方では地域住民へ案内文の配布、これは約1,300世帯へ個別配布をいたしました。学校関係者にも児童を通じて約750枚のチラシを全PTAに配布をいたしました。それから10月2日、説明会の直前2日前には琉球新報社が、泊小学校通学区域変更についての記事を掲載しておりますので、周知については十分いったのではないかと思います。ただ2回の説明会を終えてまだ説明会は十分ではないといったような要望がございましたので、再度、追加で10月21日に説明会を開催しております。その時にも同じく学校PTAに750枚、また地域への1,300枚を戸別配布をしたところでございます。その3回の説明会を通じてだんだん参加者が少なくなったというのは概ね了承をいただいたというふうに理解しております。

盛島部長 私たちが提示した経過措置というのはある程度理解していただいたと考えています。前回、平成19年度の説明会では、平成22年度から一斉にすべてのお子さんたちを壺屋小学校へという方法で提示しましたが、これについてはだいぶ抵抗がありましたので、平成24年からしましょうということで、なおかつ現在、泊小学校へ通学して

いるお子さんたちはすべてそのまま泊小学校で卒業までオッケーですよと。また通われているお子さんたちの弟妹も大丈夫ですよという経過措置を出したところで、おそらく理解して頂いた。また説明会の中でも、経過措置の説明をした時点で、さっと席を立つ方がいましたので、おそらくその部分で大方の方々は、いま通学している子、あるいはこれから兄弟で本人たちはオッケーだなと理解をして、この参加についてはおそらく少なくなったと思います。概ね理解できたのではと考えております。

田端委員長 実際、皆さんの方で通学路を歩いてみるとか、子どもたちの安全が守られているのか、信号機はどうなんだろうかと、歩いて調べてみましたか。

森田課長 今回の通学区域変更の作成にあたりましては、安里3丁目、それから安里、おもろまちを含めて歩いて回りました。みてみますと、おもろまちと安里3丁目、字安里の境界が高低差3mほどの地形上の障害がありまして直接は厳しいだろうというような判断もございます。それから通学区域の基本的な考え方としましては、私たちは通学距離であったり、安全性、それから道路や河川、それから地形上のことなど、そういったものを総合的に判断して、今回の通学区域を設定しておりますので、安全性につきましては、当日の説明会の中で、二つの大きな通りを通るので危ないのではないかなというような意見もございました。ただ私たちも向こうへいって見ましたが、確かに往来は激しいけれども、歩道がしっかり整備をされておりまして、信号も見える所に、近い所にいくつか設置されておりまして、交通ルールを守って通行する分には支障がないというふうに考えております。もし危険な箇所があるということであれば、これは学校側とタイアップしながら処置を講じていきたいということも申し上げました。

盛島部長 みんなでそれぞれ実地調査をしながら安全確認をしながら歩きました。又吉道りは新都心からマックスバリューに向けて坂から下りる大きな道路ができ、上の方から降りて来て又吉道りを渡るには、きちんと信号で止まって横断歩道を渡れます。マックスバリューの大きな横断歩道を渡る必要はありませんので、その手前の川沿いにちゃんと歩道がありますので、国際通りまで抜けることができます。むしろ字安里からさっき申し上げた大きな道を通って安里の狭い路地へ入っていく時、横断歩道とか、信号のない路地がいっぱいあるんです。結構車があるので、それを5、6回ぐらい渡らないといけないので、一方通行路でこっちの方が歩いてみて逆に危険かなというのは感じます。時間帯はほぼ同じぐらいです。どちらも大人の足でだいたい10分弱です。ですから時間的には同じで、安全面ではむしろ車の往来は若干多いんですが、信号、横断歩道で確認できる所の方が安全と思います。

田端委員長 時間をかけて今日審議していきたいと思うんですが、先ほど盛島部長の方から30人学級だとか35人だとかいうことも、文科省も県もそう言ってますということをお話されましたけれども、これまで学校の教師を経験された中で学級の規模、特に低学年の規模を30人学級に近づけたいというお気持ちはありますでしょうか。40人を超えることはないですけれども、人数の大きいクラスと小さいクラスは、やはり先生方

の手が届かないとか子どもたちに向き合うことが困難なときなどご意見がありましたら、先生のご経験から伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

盛島部長

二つの面で大きな違いがあると思います。一つは子どもたちに、しっかりとした学習の手立てができるというのは、やはり少数の方が細かな学習支援が出来ることは間違いありません。これはどの先生もおそらく同じように思います。もう一つは、生活指導ですか、その辺も含めて学習支援以外、やはり一人ひとりのお子さんの性格をよく見ながら対応していくという点では生活指導、生徒指導、それから学習指導という視点においては、人数が少ない方が指導しやすいということは当然であります。教師の負担も、実際事務面では非常に大きいです。例えばテストの採点で、30人ぐらいだと時間が早いですが、40人になるとまだかまだかというような、それも全ての8教科のテストを採点しますので、その採点の事務量とか、あるいはそれを一つ一つ所見を書いて評価していく事務量というのは大変なものがありますので、その30人と40人の違いというのは子どもたちの学習支援、教師の事務量を考えたら、両方の視点から本当に大きい違いがあります。

田端委員長

私共も教育委員会連合会の中で、いつも文科省あたりには30人学級を実現してほしいという要請を出している立場上、改めて確認させていただいたわけですが、ありがとうございます。城間教育長、この辺につきましてはいかがでしょうか。

城間教育長

少し付け加えたいと思います。今まで出ていた低学年の30人学級というのは、今のお話のように目が届く。小学校に入って大事な時期ですので、やはり30人学級はあった方が望ましい。ところが、先ほど説明ありましたように泊小学校は教室がないということで、それが実施できないという状況にあるわけです。めいっばい建物に人が入るよりは8割程度というような説もあるというふうに聞いている。これは根拠のあることではないですが、いずれにしてもめいっばいめいっばいで子どもたちが、先生がたが生活するというのは、ある意味では安全の面からも少し気になる場所があるわけです。めいっばいめいっばいの廊下へ飛び出してぶつかったりというようなことも懸念されるし、学習の単位としての30人学級の事と、学校としての適正な規模というのは私達はそれぞれに教育行政としては配慮していかなければならないという立場をとりたいと思います。

田端委員長

空間にゆとりをという事で解釈してよろしいでしょうか。それからもう一つ、実は適正規模と那覇市は推奨してるわけですが、適正規模の視点から学校を長い間経験された城間委員にもご意見を伺いたいと思います。

城間委員

その前に1点質問したいのですが、安全の事ができましたけど、安全の確保と通学距離というのは反比例すると思いますが、短ければ短いほど安全確保につながる要素としてあると思いますが、変更した場合に、他の小学校と比べて極端に子どもたちの通学距離が長くなるのかどうか、まず1点、これをお聞きしたいと思います。

森田課長

地域説明会の資料の3ページをご覧くださいと思います。泊小学校からB地域

ですね。これが泊小学校への距離が1,200mありますけれども、これが壺屋小学校へいくとなると1,000mということになります。それから泊小学校に近いA地域です。この地点は泊小学校より550mですが、壺屋小学校へいくとなると840mということで、290mほど長くはなりますが、1キロ以内ということでほぼ可能な通学距離と考えております。

城間委員

先ほどの適正規模について、私は離島の学校の勤務も経験しました。私が考える学校教育の一番大事な2本の柱は、基礎学力を100%の子供達に身に付けさせること。そういう意味での少人数学級が良いというのは、教育長からも部長からもありました。もう一つは、いまの子どもたちの大きな課題というのはかつては地域の教育力が助勢していましたけれども、人と人との関わり方、コミュニケーション能力、対人間関係の調整が小学校の中でつくと中学校、高校、強いては最後には社会的人間に関わってくるわけですから自分と同じ考えではない友達ともうまく関わる方法を考える。体験を通して関わっていくには、一定規模の集団でないと今日来てお友達と仲良くしましょうというだけでは身につかない。学級外活動あるいは一学級だけではなく、2学級、3学級、児童会活動、生徒会活動の全体の習慣の中で、体験活動、運動会の行事を通して、その中で切磋琢磨しながら社会性とか協調性とか学力も高まっていく。ある程度の競争力、競争原理とかそういう気持ちを持たさないといけない。離島に行ってみて感じたのは、無垢で純粋で非常に良い子どもたちなんです。でも1年から卒業まで同じ学級でいつも順番が決まっている。100m走ったらいつも自分は何番と、学力も何番と切磋琢磨がないわけです。子どもたちは卒業すると、4月になると本島に出てきます。本島に出てくるとアパートを借りたり、親戚の家となりますが、対人間関係がうまくいなくて非行に走ったり、退学したりという事が多いということで、ある離島などは本島に宿舍を造って村の金で賄いを作って対応するぐらい、離島の子どもさえそうなんです。ですから少人数が学力を高める意味ではいいかもしれませんが、もう一方でいま最も大事にされているいじめとか暴力とか子どもたちの問題を考える場合には一定規模の集団がないと、そこで組み合さないとうまくいかないんじゃないかと。それも中学校からでは遅く、小学校の段階からとなると適正規模というのは子どもにとって大事。9月6日決めるまでそういった議論をたくさんしましたが、絶対必要だと思います。もっと大事なことは変更した後の泊小、壺屋小の教育活動が、PTA活動が、今よりも活性化することが期待に答えることになると思っています。

田端委員長

ありがとうございました。10時から始めまして、実はこの案件、泊小学校の校区の変更につきましては9月にずいぶん時間をかけまして事務局の皆さんからも意見を聞き、経過説明を聞き質疑を重ねて、そして議決いたしました。ここにまいりまして陳情を受けまして再度皆さんで議論を深めていただきました。それで事務局の皆さんが議決を受けてから3回地域の皆さんと説明会をもっていただいたんですが、参加者の数がだんだん減少して概ね地域の皆さんに同意を得られたと判断しまして、この案

件につきましては不採択にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 員 異議なし

田端委員長 陳情第1号「泊小学校校区変更見直しの凍結を求める（陳情）について」不採択とします。続きまして報告「那覇市立森の家みんなの指定管理予定候補者選定の答申について」説明をお願いします。

盛島部長 提案理由説明

上原課長 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

城間委員 選定理由で自主財源確保のための計画案に対する懸念という文言がありますけれども、具体的にはどういう話が出ていたのでしょうか。

大城主幹 指定管理料について、現在の管理者からも指定管理料を上げてほしいという要望がありました。なかなか実現できなくて、自主的な事業を開催はしていますが、それほど収益は上がらないということもありまして、それもみまして、自主財源が難しい状況の中で引き受けてくれるということで、そういう意味でも懸念があるということです。

城間委員 とてもすばらしい環境の中でここにも書いてありますが社会性とか、自主性など、子どもの感性を高めるためにもエコという意識を高めるためにも那覇市は非常に良い財産を持っている。そこで子どもたちが学習できることはとてもすばらしいことだと思います。財源が少ないということが気になりますが、今の子どもたちに最も大切な、先ほども申し上げましたように、そういう意味ではもう少し先行投資をしてほしいと思います。

大城主幹 毎年、指定管理は1,115万円ほど支払っていますが、従来、那覇市内の小学生については一泊200円という非常に安い料金で泊ってもらっていますが、それでも泊める度に赤字になるということもありましたので、今回の指定管理の改定に伴いましてせめてリネン料金、シーツ代だけはとれるようにということで多少ですが、財源が確保できるような手立ても講じればと思いました。

盛島部長 これはシーツのクリーニング代。今までは指定管理料から出ているものです。次からは利用者負担にしましょうということです。

金城委員 森の家みんなは児童生徒だけではなく、大人がゲートボールをしたりして、面も2面あるし地域の皆さんからもすごくありがたられています。あれは森の家みんなの土地ではないんですか。

大城主幹 末吉公園内に森の家みんながありまして、金城委員がおっしゃっているところは公園の敷地になっております。駐車場を含めて、あそこは森の家みんなの施設とは別のところでございます。

金城委員 地域の皆さんのメリットという事はみんなの理解も良くなるし、大変良い事だと思います。

田端委員長 私個人としては児童生徒のリーダー研修などにぜひお願いできたらいいかなと思います。

ました。糸満の青年の家に行くよりも那覇市の施設を使っていただくような校外活動して頂いてみんなでご飯を作りながらリーダー研修をすることを提案されたらいかがかと思います。

金城委員 あれだけの森林地帯ですからハブは出てきませんか。

大城主幹 蛇を見かけるとは聞いていますが、ハブかどうかの話は聞いていません。

城間教育長 田端委員長からもお話がありました、いろいろな地域からの要望、使ってきた方からのいろいろな意見等々、耳に入っている部分については今後、藤井さんの方のファンクラブ、そこにはぜひ届けたいと感じています。いろいろこうしてほしい、ああしてほしいという要望を聞き入れてもらえるようにするにはどうしたらいいかということをお我々も知恵をしばって指定管理者の方に届けたいと考えています。

田端委員長 では、報告「那覇市立森の家みんなの指定管理予定候補者選定の答申について」報告を了承したいと思います。続きまして、報告「教育長が臨時代理したことについて」説明をお願いします。

盛島部長 提案理由説明

上原課長 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

報告「教育長が臨時代理したことについて」報告を了承したいと思います。続きまして、議案第33号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」説明をお願いします。

盛島部長 提案理由説明

吉野課長 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

付則の施行の日は、今日の日付、平成22年11月18日の日付が入る訳ですね。

盛島部長 そうです。内容をわかりやすくいえば育児休業が取りやすくなったということと、介護休暇が取りやすくなったということで条件の緩和がかなりありますので、職員にとっては介護支援で休みやすくなったということです。

田端委員長 では、議案第33号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第33号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」議決確定します。続きまして議案第34号「那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令制定について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

東恩納課長 説明

田端委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

城間委員 大きく内容が変わったということではないですよ。字句が変わった程度ですか。

城間教育長 大きく変わった点は、教育委員会のものを教育長の権限でということが一番大きな

変更点です。その時に字句の整理を現状に合わせてやったということです。

田端委員長　　もう一つ、いま那覇市は指定管理者制度で業務委託を進めています。こうした事業所ごとの契約が交わされているということがありますが、その委託契約に対して、やはり安全衛生についての条件等が含まれて書かれているのでしょうか。

新城部長　　今のご指摘は指定管理者に限ってでよろしいでしょうか。

田端委員長　　何か事業を委託する場合、こういう概念をやはり委託業者に伝えていきますかということですか。

新城部長　　指定管理者は契約ではなく協定を結ばなくてはなりません。これにしても指定管理者はひとつの団体ですからひとつの職場になりますので、そのところについてはその団体が責任をもって安全衛生にかかわるルールを作ることになりますが、その指定にあたってルールを守っているかどうかについては、それなりの審査をやっていく中で見ていきますが、概ね実施されています。

田端委員長　　よろしいでしょうか。では、議案第34号「那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員　　異議なし

田端委員長　　議案第34号「那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令制定について」議決確定します。続きまして議案第35号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改定する規則制定について」説明をお願いします。

新城部長　　提案理由説明

東恩納課長　　説明

田端委員長　　この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員　　やはり時間を指定してもその通りに守られないのが現実ですね。

城間教育長　　今まで朝8時半から夜10時までという可能性としてはそういうのがありましたが、やはり勤務形態としてはよろしくないということでもあります。あるいは残業手当の部分であるとか、そういったものからみもあります。まず、その勤務状態を是正しようということが出てきた知恵です。ですから、そういう朝8時半から夜10時までの状況はよろしくない。そこで明らかに夜6時とか7時からの会合があったらだいたい9時半までには終わるだろうと。そして残務整理をして10時までの勤務というような形の勤務形態をつけくわえてやったら良いのではということで、緩和ですね。おっしゃるようにそれで完璧にできない場合もあると思いますが、仮に時間外になった場合には、またそのような手続きもあるということです。そのような状況を緩和するという段階のようになるとご理解いただきたいと思います。

田端委員長　　よろしいでしょうか。では、議案第35号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改定する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

田端委員長 議案第35号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改定する規則制定について」議決確定します。以上をもちまして、平成22年度第16回教育委員会会議を終了します。